

株式会社 トーモク

第 86 期報告書

証券コード 3946

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

TOMOKU

Packaging Innovation

■目次

株主の皆様へ	1
事業報告	2
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
トーモクネットワーク	37



電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日本経済は、雇用・所得環境が改善する中で、一部に足踏みが残るものの、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しました。一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっているのに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響など景気を下押しするリスクとなっています。

段ボールの国内需要は、青果物が作柄不良で減少したものの、電気・機械や食料品が増加したことから、前年並みとなりました。

国内段ボール部門は、販売量は青果物向けや通販宅配向けが前年を下回りましたが、主力である加工食品向けが増加したことから、前年並みとなりました。価格面では期初から取り組んできた製品価格の改定が下期には進展しました。

住宅は、前年同様低調に推移し、厳しい事業環境が続いております。(株)スウェーデンハウスは販売棟数は前期比で減少しましたが、販売価格・利益率は改善しました。また、(株)玉善は事業エリアとする愛知県内で、完成済み住宅の在庫解消が進み、販売棟数は前期比で大幅に増加しました。

運輸倉庫は、大手小売業センター向け保管型物流センターの稼働や、長距離輸送対応を目的とした中継輸送の取り組み、物流コスト適正化交渉などが売上に寄与しました。一方、損益面では、人材・車両不足による人件費・集車コストなど、新規センター稼働に伴うコストが増加しました。

その中で、当社グループにおいては、第二次中期経営計画の最終年度をむかえます。「環境や社会にやさしく、ビジネスと暮らしを包み、安全にお届けする」経営理念のもと、気候変動や人的資本などサステナビリティの課題に取り組みつ、企業価値の向上を目指してまいります。

2025年3月期の期末配当は、2025年5月23日開催の取締役会で、1株当たり配当金55円とし、支払日は2025年6月9日とさせていただきます。これにより、年間配当金は、中間配当45円と合わせ1株につき100円となります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2025年6月



代表取締役社長執行役員 中橋光男

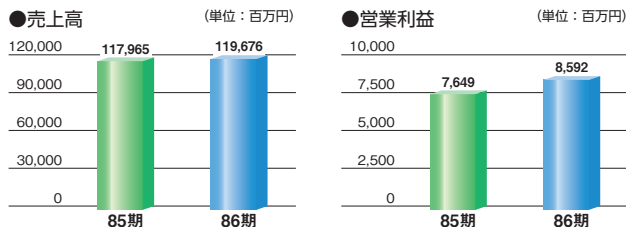
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

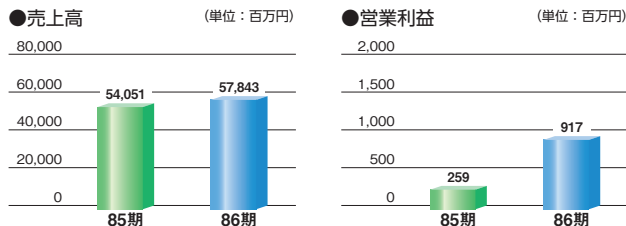
当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、一部に足踏みが残るものの、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しました。

このような状況の下、当社グループの連結売上高は219,613百万円（前期比3.8%増）、連結営業利益は9,360百万円（同16.2%増）、連結経常利益は9,400百万円（同9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,508百万円（同22.6%増）となりました。

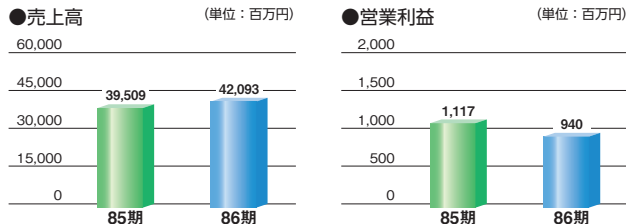
段ボール



住宅



運輸倉庫



段ボール

売上高
営業利益

1,196億76百万円 (前期比1.5%増)
85億92百万円 (同12.3%増)

売上高構成比
54.5%



段ボールの国内需要は、青果物が作柄不良で減少したものの、電気・機械や食料品が増加したことから、前年並みとなりました。

当社グループの国内段ボール部門は、販売量は青果物向けや通販宅配向けが前年を下回りましたが、主力である加工食品向けが増加したことから、前年並みとなりました。価格面では期初から取り組んできた製品価格の改定が、下期には進展しました。



厚木工場 加工機

段ボール工場では厚木工場や長野工場で最新鋭の加工機を導入して生産能力を向上しました。紙器工場では継続的な設備強化により販売量は前年比増加しました。

本社機能では安全推進・品質保証本部、及び安全推進部を新設し、体感型の教育研修が可能な安全研修センターを開設するなど、労働安全衛生の体制強化を図りました。温室効果ガス削減策の継続、ダイバーシティの推進や研修体制の強化、従業員エンゲージメント向上などの人的資本投資、工場の暑さ対策強化やワーク・ライフ・バランス改善などの職場環境整備にも取り組んでまいりました。

海外段ボール部門は、米国、ベトナムともに既存顧客向けの拡販により、販売量は前年を上回りました。

その結果、段ボール部門の売上高は119,676百万円（前期比1.5%増）となり、営業利益は8,592百万円（同12.3%増）となりました。

住宅

売上高 578億43百万円 (前期比7.0%増)
営業利益 9億17百万円 (同253.4%増)

売上高構成比
26.3%



国内の住宅事情は、前年同様低調に推移し、厳しい事業環境が続いております。

当社グループの住宅部門は、(株)スウェーデンハウスは資材価格や人件費上昇の価格転嫁、及び粗利率の改善に取り組み、販売棟数は前期比で減少しましたが、販売価格・利益率は改善しました。また、お客様満足度が高く評価され「オリコン顧客満足度調査ハウスメーカー注文住宅」ランキングで11年連続総合第1位を受賞しました。



(株)スウェーデンハウス 吉島モデルハウス

(株)玉善は、同社が事業エリアとする愛知県内で、完成済み住宅の在庫解消が進み、値引き競争も軟化するにつれ、新規来場者数が増加し、販売棟数は前期比で大幅に増加しました。

その結果、住宅部門の売上高は57,843百万円（前期比7.0%増）となり、営業利益は917百万円（同253.4%増）となりました。

運輸倉庫

売上高 420億93百万円 (前期比6.5%増)
営業利益 9億40百万円 (同15.8%減)

売上高構成比
19.2%



物流業界では、消費関連貨物は910百万トン（前期比4.5%増）と堅調に推移したものの、建設関連貨物の減少が総輸送量を大きく下押し、国内貨物総輸送量は4,089百万トン（前期比1.4%減）と3年連続のマイナスとなりました。

当社グループの運輸倉庫部門は、大手小売業センター向け保管型物流センターの稼働や、関東・関西間の長距離輸送対応を目的とした中継輸送の取り組み、物流コスト適正化交渉などが売上に寄与しました。一方、損益面では、ドライバー時間外労働の上限規制や人材・車両不足による人件費・集車コストなど、新規センター稼働に伴うコストが増加しました。



(株)トーウン TLP群馬

その結果、運輸倉庫部門の売上高は42,093百万円（前期比6.5%増）となり、営業利益は940百万円（同15.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施しました企業集団の設備投資の総額は7,417百万円でありました。主な設備投資は、厚木工場などの生産能力増強及び品質の向上を目的とした設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

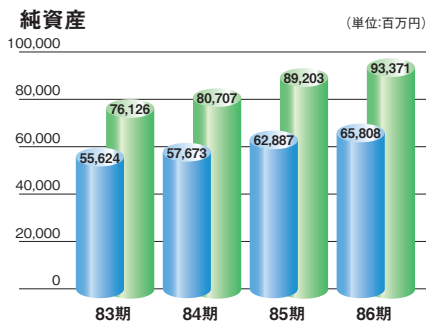
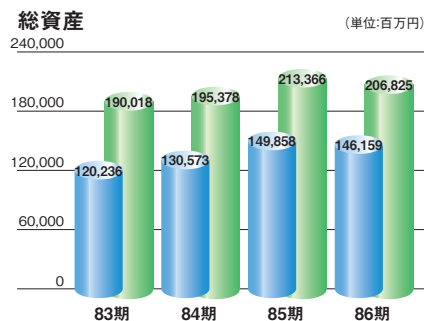
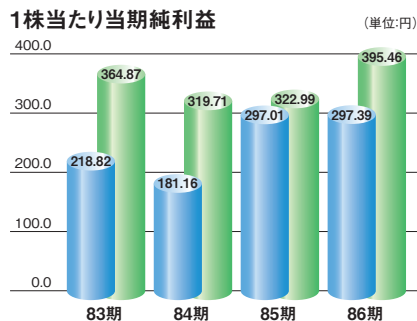
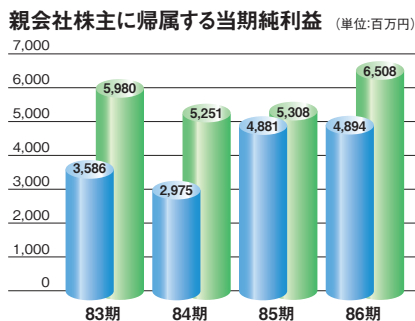
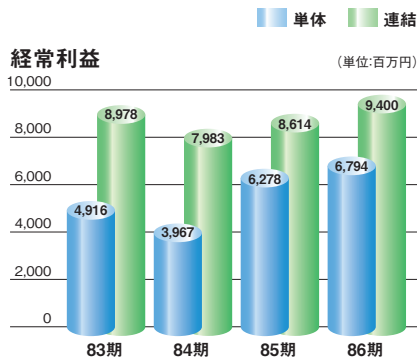
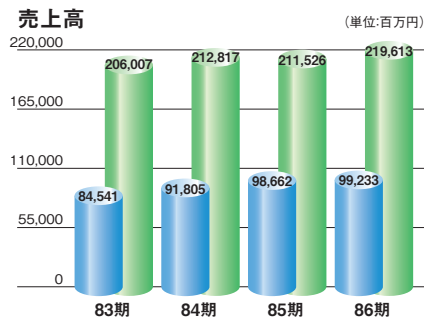
当期の資金は、設備の新設、更新及び長期借入金の返済資金等に充当するため、長期借入金で10,000百万円を調達しました。なお、長期借入金の返済は11,896百万円を実施しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第83期 2022年3月期	第84期 2023年3月期	第85期 2024年3月期	第86期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	206,007	212,817	211,526	219,613
経 常 利 益 (百万円)	8,978	7,983	8,614	9,400
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,980	5,251	5,308	6,508
1株当たり当期純利益 (円)	364.87	319.71	322.99	395.46
総 資 産 (百万円)	190,018	195,378	213,366	206,825
純 資 産 (百万円)	76,126	80,707	89,203	93,371

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

財務ハイライト (ご参考)



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されます。ただし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっているのに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があります。

その中で、当社グループは第二次中期経営計画の最終年度をむかえます。「環境や社会にやさしく、ビジネスと暮らしを包み、安全にお届けする」経営理念のもと、気候変動や人的資本などサステナビリティの課題に取り組みつつ、企業価値の向上を目指してまいります。

段ボールにおいては、引き続き利益率を重視したセールス活動を継続してまいります。また、成長が期待される海外事業に一層注力してまいります。あわせて、世界包装機構（World Packaging Organisation）主催の「ワールドスターコンテスト2025」で「ワールドスター賞」を受賞した「サツとスタックトレイ」などに代表される高品質・高付加価値製品の供給体制を、開発・製造・販売一体で強化してまいります。

住宅においては、木材・資材価格は上昇が懸念され、難しい事業環境が継続することが予想されます。(株)スウェーデンハウスでは、環境性能と快適性の高いブランドイメージの浸透を図るとともに、グループのリフォーム事業を統合することで、効率化、コスト削減、人材活用の最適化を進め、より良いサービス提供体制を整えてまいります。(株)玉善ではCGや3Dウォークスルーなどデジタルツールを活用した完成イメージの視覚化などにより、新規来場者の増加に努めるとともに、営業体制の強化を図ってまいります。

運輸倉庫においては、エネルギーコストの高止まりや物流業界の2024年問題への対応継続など、事業環境は一層厳しくなることが予想されます。このような状況の下、強みである飲料分野への深耕や、物流コストの適正化交渉を進めるとともに、自車両の拡大、倉庫拠点の新設及び配置見直し、協力会社との連携強化により、輸送力の確保と物流品質の向上を図り、事業基盤の安定に注力してまいります。

2026年3月期の連結業績の見通しは、売上高230,000百万円（前期比4.7%増）、営業利益11,000百万円（同17.5%増）、経常利益10,800百万円（同14.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7,000百万円（同7.5%増）を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解をいただき、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社トーシンパッケージ	百万円 80	100.00%	段ボール製品製造販売
仙台紙器工業株式会社	90	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社ワコー	10	100.00	段ボール製品製造販売
タイヨー株式会社	60	100.00	段ボール製品製造販売
大一コンテナ株式会社	125	70.00	段ボール製品製造販売
株式会社十勝パッケージ	10	70.00	段ボール製品製造販売
サウスランドボックス社	千米ドル 5,000	100.00	段ボール製品製造販売
トーマクベトナム社	億ベトナムドン 2,008	100.00	段ボール製品製造販売
株式会社スウェーデンハウス	百万円 400	100.00	輸入住宅設計、施工、販売
株式会社玉善	95	100.00	住宅設計、施工、販売
株式会社プライムトラス	280	※ 100.00	住宅部材等製造販売
株式会社スウェーデンハウスリフォーム	20	※ 100.00	住宅のリフォーム
トーマクヒュース A B	千スウェーデンクローネ 32,000	※ 100.00	住宅部材製造販売
株式会社北洋交易	百万円 30	※ 100.00	輸入住宅部材卸売、ゴルフ場の経営
株式会社ホクヨー	50	100.00	包装資材売買、保険代理店業
株式会社トーウン	574	100.00	運送及び倉庫業
株式会社関東トーウン	20	※ 100.00	運送業
トーウンロジテム株式会社	100	※ 66.00	運送及び倉庫業
宝樹運輸株式会社	9.5	※ 100.00	運送業

(注) 1. ※印の出資比率は間接保有を含んでおります。

2. トーウンロジテム株式会社は2025年5月1日付で株式会社伊藤園ロジテムに社名変更いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
段 ボ ー ル	段ボールシート、段ボールケース及び印刷紙器の製造・販売
住 宅	スウェーデン製輸入住宅部材の製造・販売 戸建て住宅の設計・施工・監理・販売 住宅のリフォーム
運 輸 倉 庫	貨物運送事業及び倉庫事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都千代田区	
	工 場	館林(群馬県館林市) 岩槻(埼玉県さいたま市) 厚木(神奈川県厚木市) 長野(長野県茅野市) 札幌(北海道小樽市) 大阪(大阪府門真市) 神戸(兵庫県神戸市) 小牧(愛知県小牧市) 九州(佐賀県基山町) 清水(静岡県静岡市) 浜松(静岡県浜松市) 青森(青森県青森市) 新潟(新潟県聖籠町) 山形(山形県山形市) 仙台(宮城県岩沼市) 千葉紙器(千葉県長南町) トモプレスト(群馬県明和町)	
株式会社 スウェーデンハウス	本 社	東京都世田谷区	
	支 社	北海道(北海道札幌市) 東北(宮城県仙台市) 北関東(埼玉県さいたま市) 千葉(千葉県船橋市) 東京(東京都武蔵野市) 横浜(神奈川県横浜市) 名古屋(愛知県名古屋市) 関西(兵庫県神戸市) 九州(福岡県福岡市)	
	住 宅 展 示 場	北海道地区(10ヵ所) 東北地区(2ヵ所) 関東地区(27ヵ所) 名古屋地区(6ヵ所) 関西地区(5ヵ所) 中国地区(2ヵ所) 九州地区(4ヵ所)	

株式会社トーウン	本 社	埼玉県さいたま市
	事 業 所	北海道(北海道小樽市) 東北(宮城県多賀城市) 北関東第一(埼玉県羽生市) 北関東第二(群馬県明和町) 北関東第三(群馬県千代田町) 北関東第四(埼玉県さいたま市) 南関東(神奈川県厚木市) 中部(岐阜県瑞穂市) 西日本(大阪府吹田市)
株式会社ホクヨー	本 社	東京都千代田区
株 式 会 社 玉 善	本 社	愛知県名古屋市
	支 店	愛知県豊橋市
株式会社北洋交易	本 社	北海道札幌市
	支 店	神奈川県川崎市
株式会社 トーシンパッケージ	本 社	埼玉県加須市
	工 場	本社(埼玉県加須市) 大利根(埼玉県加須市)
サウスランドボックス社	本社・工場	米国カリフォルニア州 L.A.地区
トーモクヒューズAB	本社・工場	スウェーデン国インション
トーモクベトナム社	本社・工場	ベトナム国ビンズン省

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使用人数	前 期 末 比
段 　　ポ ー ル	1,719名	39名増
住 宅	1,161	1名減
運 輸 倉 庫	919	5名増
全 社 (共通)	31	4名増
合 計	3,830	47名増

(注) 上記のほか臨時社員552名(年間の平均人員)を雇用しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,173 ^名	29 ^名 増	39.3 ^歳	14.0 ^年

(注) 上記のほか臨時社員155名（年間の平均人員）を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,009 ^{百万円}
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,668
三井住友信託銀行株式会社	3,428
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,600
農 林 中 央 金 庫	2,401
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,700
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,000
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	900
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	328
株 式 会 社 静 岡 銀 行	290

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（41,012百万円）は含まれておりません。

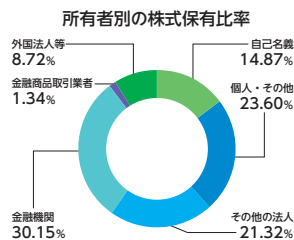
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

・当社グループのサーバーへの不正アクセスによるシステム障害について
2025年5月3日、当社グループの一部サーバーが暗号化されるランサムウェア攻撃による被害を受けたことを確認しました。

現在、外部専門家や警察と連携のうえ、迅速な調査及びシステム保護と復旧作業を進めております。

2 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,341,568株
 (3) 株 主 数 6,285名
 (4) 大 株 主



株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,782 千株	10.82 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,151	6.99
丸 紅 株 式 会 社	923	5.60
日 本 製 紙 株 式 会 社	719	4.36
ト ー モ ク 共 栄 会	679	4.12
ホッカンホールディングス株式会社	604	3.67
ト ー モ ク 社 員 持 株 会	600	3.64
特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社	540	3.27
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	388	2.36
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	388	2.35

- (注) 1. 当社は、自己株式2,875千株を保有しておりますが、上記から除いております。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付を受けた者の人数
取 締 役 (社外取締役を除く)	15,000株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 4. 会社役員に関する事項の「(2)取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	中 橋 光 男	
代表取締役副社長執行役員	廣 瀬 正 二	生産本部管掌
取締役専務執行役員	有 賀 毅	安全推進・品質保証本部長
取締役専務執行役員	深 澤 輝 隆	営業本部長兼東京営業部兼開発営業部統括
取締役専務執行役員	山 口 禎 人	管理本部長
取締役常務執行役員	藤 山 一 穂	管理副本部長兼社長室長
取 締 役	永 易 俊 彦	
取 締 役	下 中 美 都	(株)平凡社代表取締役会長 (株)ダイニック社外取締役
取 締 役	小 林 哲 也	
常 勤 監 査 役	辻 野 夏 樹	
監 査 役	八 木 茂 樹	公認会計士
監 査 役	北出加代子	弁護士
監 査 役	篠 木 良 枝	公認会計士

- (注) 1. 取締役永易俊彦氏、下中美都氏及び小林哲也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役八木茂樹氏、北出加代子氏及び篠木良枝氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役永易俊彦氏、下中美都氏、小林哲也氏並びに社外監査役八木茂樹氏、北出加代子氏、篠木良枝氏の6氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役八木茂樹氏、篠木良枝氏の両氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 事業年度中に退任した取締役及び監査役は以下のとおりです。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
栗原 由行	2024年6月21日	任期満了	取締役専務執行役員管理本部長 (株)ホクヨー代表取締役社長
羽石 晴夫	2024年6月21日	任期満了	常勤監査役

6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりです。

氏 名	新	旧	異動年月日
廣瀬 正二	代表取締役副社長執行役員 生産本部管掌	代表取締役副社長執行役員	2024年11月21日
有賀 毅	取締役専務執行役員 安全推進・品質保証本部長	取締役専務執行役員 生産本部長	2024年11月21日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	定額報酬	役員賞与	非金銭報酬等	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	10 名 (3)	203 百万円 (16)	74 百万円 (5)	37 百万円	314 百万円 (21)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	30 (12)	7 (4)	—	38 (17)
合 計	15	233	82	37	353

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
2. 2008年6月27日開催の第69回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額360百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議し、監査役の報酬限度額は、年額60百万円以内と決議しております。なお、同総会において役員退職慰労金制度は廃止を決議しております。同総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月23日開催の第83回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、6名であります。
3. 取締役の個人別報酬（業績連動金銭報酬）については、「報酬等の決定に関する方針」に基づき経常利益（連結9,400百万円/単体6,794百万円）をベースとしております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「(3)報酬等の決定に関する方針」のとおりであります。
5. 上記支給人員には、2024年6月21日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(3) 報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬に関する基本方針は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう金銭報酬の定額報酬及び半年度の業績等に応じて支給する業績連動報酬としての役員賞与並びに非金銭報酬の株式報酬で構成し、各取締役の役位、役割並びに当社業績に応じて適正な水準で支給することとしています。

取締役の定額報酬の算定方法及び決定手続きについては、取締役の役位、役割等に応じて基準を定めたガイドラインにより算定し、報酬の決定に関する客観性及び透明性を確保するために、社外取締役を委員長とする報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決議いたします。

取締役の業績連動報酬については、財務指標に加えて長期的な視野で当社グループが取り組みを強化してきた非財務指標のESGの具体的な課題としてのSDGsの達成度にも応じて報酬額を調整する方法に変更し、その算定方法とその結果については報酬委員会に諮り、取締役会で決議いたします。

また、取締役の株式報酬については、業務執行体制の充実をはかり取締役会の監督機能を強化するなかで、中長期的に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、社外取締役を除く取締役に対し非金銭報酬の株式報酬として役位、役割に応じた予め決められた割当限度内で譲渡制限付株式を割り当てることとします。割り当てられる個人別株式数については報酬委員会に諮り、取締役会で決議いたします。割り当てられた譲渡制限付株式は、原

則として役員退任時に取締役会の決議により譲渡制限を解除することといたします。

また、当事業年度に係る取締役会の報酬等について、取締役会で決議された報酬等の決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを取締役会で確認しております。

監査役の報酬は、各監査役の職務の対価として適正な水準で支給することを基本方針としています。監査役報酬は、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下中美都氏は、株式会社平凡社の代表取締役会長であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下中美都氏は、株式会社ダイニツクの社外取締役であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

<取締役会への出席、発言の状況、並びに期待される役割に関して行った職務の概要>

取締役永易俊彦氏は、当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。同氏は企業経営に関する豊富な経験と見識に基づき、取締役会議長として重要な役割を果たしております。また指名委員会及び報酬委員会の委員長として、取締役・執行役員の指名や報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

取締役下中美都氏は、当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。同氏は多面的な視点や、会社経営の実務経験を活かし、取締役会において自身の経験・知見に基づく有益な発言を行っております。また指名委員会の委員として、取締役・執行役員の指名について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

取締役小林哲也氏は、当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。同氏はグローバルな知見と豊富な経験、幅広い見識に基づき、取締役会において多面的な視点から有益な発言を行っております。また報酬委員会の委員として、取締役・執行役員の報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

<取締役会及び監査役会への出席並びに発言の状況>

監査役八木茂樹氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席しました。

監査役北出加代子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会8回のうち8回に出席しました。

監査役篠木良枝氏は、2024年6月21日監査役に就任後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、監査役会6回のうち6回に出席しました。

八木茂樹氏及び篠木良枝氏の両氏は公認会計士、北出加代子氏は弁護士としてそれぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会でも同様に専門的見地から、積極的に意見を述べております。

八木茂樹氏は指名委員会の委員として、北出加代子氏は報酬委員会の委員として、それぞれ取締役・執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

また上記各氏は取締役会においてグループ全体のコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底・定着について発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第25条及び第35条の規定に基づき、会社法第427条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を永易俊彦氏、下中美都氏、小林哲也氏、八木茂樹氏、北出加代子氏、篠木良枝氏の6氏と締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約概要は以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社取締役、監査役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額を当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画・監査実績・監査時間及び報酬額等の推移を確認すると同時に、当該事業年度の会計監査人の監査計画・内容、監査時間・報酬額見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 重要な子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〔業務の適正を確保するための体制の概要〕

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という内部統制の目的を達成するために内部統制事務局を設置しております。
- ② 内部統制事務局は、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合して執行されるよう、経営理念・行動基準や各種規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行っております。
- ③ 内部監査部門は、内部統制監査やコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、社長及び監査役に報告しております。
- ④ 法務・コンプライアンス室は、使用人等が内部通報を行う場合の窓口をしております。また当社の指定する社外弁護士をその外部通報窓口としております。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針に関連規程等を整備し、社内・子会社に周知するとともに、反社会的勢力に対し毅然とした姿勢を貫き、組織的に対応しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の決裁や内部統制の整備・運用に係る職務執行に関する情報を文書等に記録・保存し、取締役及び監査役が必要に応じてこれを閲覧できるよう整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の責任者である社長は、『リスク管理規程』に基づき、内部統制事務局やその他の関連部署に指示し、子会社を含めた企業集団のリスクを統括・管理し、財務や情報セキュリティ、コンプライアンス、品質、環境、自然災害等の各種リスクについて識別・評価し、回避・低減等の必要な対策を実施するほか、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、『決裁規程』『組織規程』や『業務分掌規程』等の整備・見直しを進め取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談の円滑化を推進しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社取締役等の当社への報告体制

当社は、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、子会社から定期的に報告を求めています。

子会社の業務を担当する取締役及び部長・工場長は、その業務について、十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜、社長や取締役会への報告を行い、決裁等の必要な手続きを行っております。

② 子会社取締役の効率的な業務執行体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を勘案し、子会社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種会議を通して、企業集団として業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築しております。

③ 子会社取締役及び使用人の業務が法令等に適合することを確保するための体制

当社は、監査や会議・通達等を通じて子会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。

(6) 監査役の監査が効率的に行われるための体制

① 補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、監査役会と協議のうえ、専任の使用人を配置します。

当該使用人は、当該業務従事期間中、監査役の指揮・命令に従うとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役と取締役の協議により決定します。

② 監査役への報告体制

内部統制事務局や監査部は、内部統制の整備・運用状況や内部監査結果等について、定期的もしくは必要に応じて監査役に報告しております。

使用人並びに子会社の取締役・使用人は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合、当社監査役に報告することができます。

当社は、監査役へ報告をした使用人又は子会社の取締役・使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、規程等を整備しております。

③ その他監査役監査が効率的に行われるための体制

監査役は、取締役会以外にも取締役と執行役員により構成される執行役員会に出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取しております。

社長と監査役との意見交換や報告の場を定期的もしくは随時設けるとともに、監査役と子会社監査役や子会社監査部長等との定例会議を設置し、グループ全体としての横断的な監査体制を構築しております。

④ 監査費用等

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理します。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

(1) 内部統制

内部監査を実施する監査部と法務・コンプライアンス室は、年間の監査計画に基づいて当社各部門に対して監査を実施し、その結果を社長及び常勤監査役、内部統制事務局に報告しております。

財務報告に係る内部統制については、『内部統制規程』に従って、当社並びにグループ会社の整備・運用状況を評価しております。

(2) コンプライアンス体制

新たに入社した社員、中堅社員、新任管理職に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、『トーモクグループの行動基準』、『コンプライアンス規程』の周知・徹底を図っております。

法務・コンプライアンス室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況を監査するとともに、業務が適正かつ効率的に運営されているか、経営方針の浸透が図られているかなどを確認し、適宜改善措置を行っております。

(3) リスク管理体制

リスク管理については、当社グループに重大な影響を与えるリスクの選定と損失の回避・低減等を図る対策を実施することとしております。

当事業年度においては、大規模な事故・災害・不祥事は発生しておりません。

(4) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は13回開催され、『決裁規程』、『取締役会規則』に定める重要事項の決定及び取締役の職務執行の報告等を行っております。取締役会には監査役が出席し、議案の審議及び意思決定の状況を確認しております。また、日常的な取締役相互間の報告・連絡・相談も円滑に進めております。

(5) グループ会社の管理

グループ会社の運営については、『関連会社管理規程』等に基づき、子会社の業務執行に関する必要な決裁を受けております。

当事業年度において、グループ会議を3回開催しております。また、子会社の業績・財務状況・その他経営上の重要事項については子会社から定期的に報告を受けております。

(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会の他、取締役と執行役員で構成する執行役員会へ出席し、具体的な事業運営の方針や報告等を聴取するとともに取締役・執行役員の業務執行の適正性について確認しております。

当事業年度において、監査役会は8回開催されました。また、監査役は社長連絡会、グループ監査役連絡会、グループ監査部長等との連絡会、会計監査人とのコミュニケーション、内部監査部門との情報交換の場を設ける等、グループ全体としての横断的な監査を実施しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

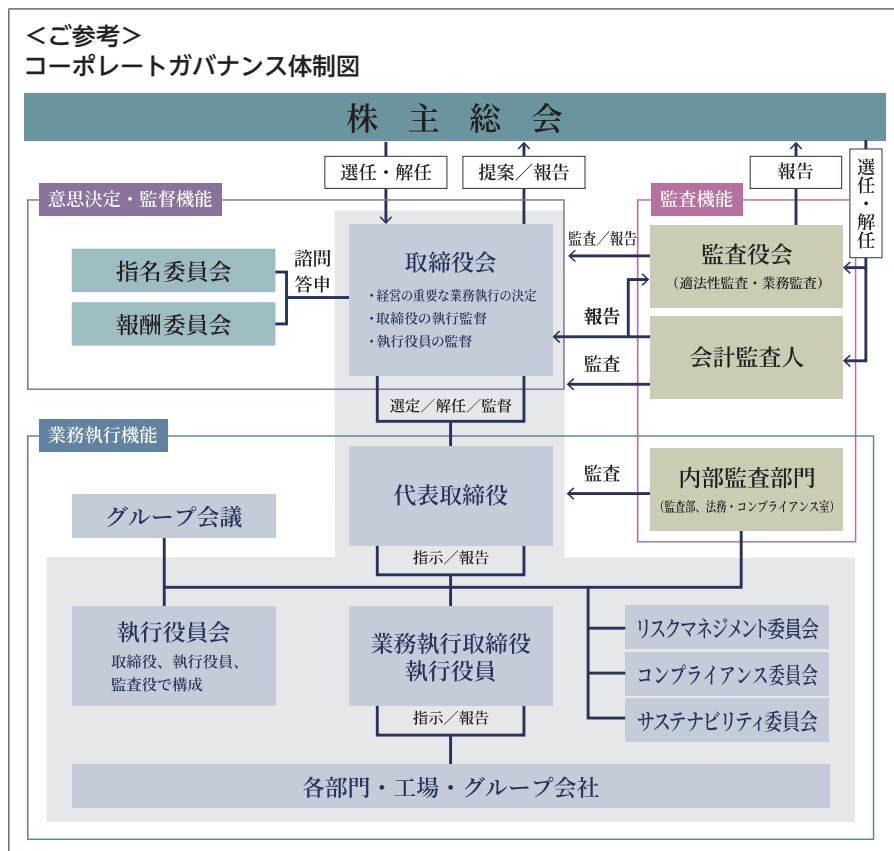
当社の剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当は、企業価値の最大化に向けた投資等長期的な視点で内部留保を充実させるとともに株主の皆様へ配当を長期的に確保し、両者をバランスよく配分することであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。配当については中長期的な利益成長に合わせて増配していく累進配当とし、配当性向 30%程度を目標に株主利益の充実と資本効率の向上を目指しております。

当期の剰余金の期末配当金につきましては、取締役会決議により1株につき55円とさせていただきます。2024年12月4日に実施済みの中間配当金1株につき45円と合わせまして、年間配当金は1株当たり100円となります。

<ご参考>

コーポレートガバナンス体制図



<備考>

事業報告は次により記載しております。

- (1) 記載金額は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
- (3) 重要な親会社及び子会社の状況の出資比率は小数点第3位を、前期比増減率、平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を、臨時社員年間の平均人員は小数点第1位をそれぞれ四捨五入により表示しております。
- (4) 1株当たりの当期純利益及び株式に関する事項の出資比率は、小数点第3位を切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 前連結会計年度に参り		区 分	当連結会計年度 前連結会計年度に参り	
	(2025年 3月31日現在)	(2024年 3月31日現在)		(2025年 3月31日現在)	(2024年 3月31日現在)
(資 産 の 部)	206,825	213,366	(負 債 の 部)	113,453	124,162
流 動 資 産	89,483	93,759	流 動 負 債	53,497	66,491
現金及び預金	21,002	18,125	支払手形及び買掛金	22,223	23,518
受取手形、売掛金及び契約資産	29,168	31,222	短 期 借 入 金	10,096	13,511
電子記録債権	9,302	8,620	1年以内返済長期借入金	7,239	12,110
棚 卸 資 産	23,161	27,660	未 払 法 人 税 等	1,564	1,958
そ の 他	6,857	8,143	賞 与 引 当 金	2,148	2,059
貸 倒 引 当 金	△ 8	△ 12	役員賞与引当金	126	107
			完成工事補償引当金	185	192
			そ の 他	9,913	13,033
固 定 資 産	117,341	119,606	固 定 負 債	59,955	57,671
有形固定資産	95,405	96,350	長 期 借 入 金	50,328	47,355
建物及び構築物	34,967	36,263	繰 延 税 金 負 債	4,415	4,526
機械装置及び運搬具	18,643	19,885	退職給付に係る負債	2,984	3,083
土 地	37,052	36,830	そ の 他	2,226	2,706
建設仮勘定	2,163	586			
そ の 他	2,578	2,785	(純 資 産 の 部)	93,371	89,203
無形固定資産	718	1,051	株 主 資 本	85,119	79,858
投資その他の資産	21,217	22,204	資 本 金	13,669	13,669
投資有価証券	11,012	12,047	資 本 剰 余 金	11,086	11,284
長期貸付金	2	76	利 益 剰 余 金	64,509	59,090
繰延税金資産	1,471	1,415	自 己 株 式	△ 4,146	△ 4,185
退職給付に係る資産	5,546	5,461	その他の包括利益累計額	7,614	8,765
そ の 他	3,297	3,500	その他有価証券評価差額金	3,365	4,178
貸 倒 引 当 金	△ 112	△ 298	為替換算調整勘定	1,796	1,909
			退職給付に係る調整累計額	2,453	2,677
資 産 合 計	206,825	213,366	非支配株主持分	637	579
			負債純資産合計	206,825	213,366

連結損益計算書

(単位：百万円)

区 分		当連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	前連結会計年度(ご参考) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売 上	高	219,613	211,526
売 上	原 価	182,670	176,728
売 上	総 利 益	36,942	34,797
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,582	26,740
営 業	利 益	9,360	8,057
営 業	外 収 益	955	1,385
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	308	274
	雑 収 入	647	1,110
営 業	外 費 用	914	827
	支 払 利 息	546	428
	雑 損 失	368	399
経 常	利 益	9,400	8,614
特 別	利 益	484	1,691
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	260	—
	保 険 差 益	224	439
	固 定 資 産 売 却 益	—	1,251
特 別	損 失	368	1,599
	固 定 資 産 圧 縮 損	224	1,291
	子 会 社 株 式 評 価 損	84	—
	固 定 資 産 処 分 損	52	302
	減 損 損 失	7	5
	そ の 他	—	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,516	8,705
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,744	2,906
法 人 税 等 調 整 額		195	426
当 期 純 利 益		6,576	5,372
非支配株主に帰属する当期純利益		67	64
親会社株主に帰属する当期純利益		6,508	5,308

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月 1 日から
2025年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
2024年4月1日 残 高	13,669	11,284	59,090	△ 4,185	79,858
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,316		△ 1,316
親会社株主に帰属する当期純利益			6,508		6,508
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		38		42	80
連結子会社と非連結子会社との合併に伴う変動			△ 9		△ 9
資本剰余金から利益剰余金への振替		△ 236	236		－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△ 197	5,419	39	5,261
2025年3月31日 残 高	13,669	11,086	64,509	△ 4,146	85,119

	その他の包括利益累計額				非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日 残 高	4,178	1,909	2,677	8,765	579	89,203
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△ 1,316
親会社株主に帰属する当期純利益						6,508
自 己 株 式 の 取 得						△ 2
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬						80
連結子会社と非連結子会社との合併に伴う変動						△ 9
資本剰余金から利益剰余金への振替						－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 812	△ 113	△ 224	△ 1,150	57	△ 1,092
連結会計年度中の変動額合計	△ 812	△ 113	△ 224	△ 1,150	57	4,168
2025年3月31日 残 高	3,365	1,796	2,453	7,614	637	93,371

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当 期 (2025年 3月31日現在)	前期(ご参考) (2024年 3月31日現在)	区 分	当 期 (2025年 3月31日現在)	前期(ご参考) (2024年 3月31日現在)
(資 産 の 部)	146,159	149,858	(負 債 の 部)	80,351	86,971
流 動 資 産	58,460	59,312	流 動 負 債	31,996	42,914
現金及び預金	8,468	4,404	買 掛 金	13,818	15,170
受 取 手 形	1,660	2,346	短 期 借 入 金	5,961	8,611
売 掛 金	18,778	20,219	1年以内返済長期借入金	5,535	9,875
電子記録債権	8,809	8,103	未 払 金	1,613	4,840
リ ー ス 債 権	577	619	未 払 費 用	1,706	1,781
商品及び製品	560	2,824	未 払 法 人 税 等	1,141	1,395
半製品及び仕掛品	84	95	賞 与 引 当 金	902	846
原材料及び貯蔵品	1,773	1,808	役 員 賞 与 引 当 金	82	69
短 期 貸 付 金	11,373	12,438	そ の 他	1,235	324
未 収 入 金	6,272	6,404	固 定 負 債	48,354	44,057
そ の 他	106	51	長 期 借 入 金	45,977	41,512
貸 倒 引 当 金	△ 5	△ 5	繰 延 税 金 負 債	2,338	2,487
固 定 資 産	87,699	90,546	そ の 他	38	57
有形固定資産	44,163	45,444	(純資産の部)	65,808	62,887
建 物	14,477	15,099	株 主 資 本	62,571	58,915
構 築 物	396	438	資 本 金	13,669	13,669
機 械 及 び 装 置	9,300	9,964	資 本 剰 余 金	11,218	11,179
車両及び運搬具	52	59	資 本 準 備 金	11,138	11,138
工具器具及び備品	1,039	991	その他資本剰余金	80	41
土 地	18,844	18,852	利 益 剰 余 金	41,873	38,295
建 設 仮 勘 定	50	38	利 益 準 備 金	1,364	1,364
無形固定資産	32	27	その他利益剰余金	40,508	36,930
投資その他の資産	43,503	45,074	固定資産圧縮積立金	1,982	2,062
投資有価証券	7,635	8,653	繰越利益剰余金	38,525	34,867
関係会社株式	13,160	13,026	自 己 株 式	△ 4,190	△ 4,229
長期貸付金	19,335	20,301	評価・換算差額等	3,236	3,971
破産更生債権等	16	16	その他有価証券評価差額金	3,236	3,971
差入保証金	329	327			
前払年金費用	1,982	1,663			
そ の 他	1,120	1,185			
貸 倒 引 当 金	△ 77	△ 100			
資 産 合 計	146,159	149,858	負 債 純 資 産 合 計	146,159	149,858

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当 期 (2024年4月 1 日から 2025年3月31日まで)	前 期 (ご参考) (2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで)
売 上 高	99,233	98,662
売 上 原 価	82,239	82,538
売 上 総 利 益	16,994	16,123
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,499	11,326
営 業 利 益	5,494	4,797
営 業 外 収 益	2,046	2,094
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,524	1,555
雑 収 入	521	539
営 業 外 費 用	746	612
支 払 利 息	359	159
雑 損 失	387	453
経 常 利 益	6,794	6,278
特 別 利 益	183	544
投 資 有 価 証 券 売 却 益	183	—
保 険 差 益	—	439
固 定 資 産 売 却 益	—	105
特 別 損 失	134	253
子 会 社 株 式 評 価 損	84	—
固 定 資 産 処 分 損	43	252
減 損 損 失	7	1
そ の 他	—	0
税 引 前 当 期 純 利 益	6,843	6,569
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,840	1,770
法 人 税 等 調 整 額	109	△ 81
当 期 純 利 益	4,894	4,881

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2024年4月1日 残 高	13,669	11,138	41	11,179	1,364	2,062	34,867	38,295
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 80	80	－
剰 余 金 の 配 当							△ 1,316	△ 1,316
当 期 純 利 益							4,894	4,894
自 己 株 式 の 取 得								
譲渡制限付株式報酬			38	38				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	38	38	－	△ 80	3,658	3,578
2025年3月31日 残 高	13,669	11,138	80	11,218	1,364	1,982	38,525	41,873

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日 残 高	△ 4,229	58,915	3,971	3,971	62,887
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△ 1,316			△ 1,316
当 期 純 利 益		4,894			4,894
自 己 株 式 の 取 得	△ 2	△ 2			△ 2
譲渡制限付株式報酬	42	80			80
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 734	△ 734	△ 734
事業年度中の変動額合計	39	3,656	△ 734	△ 734	2,921
2025年3月31日 残 高	△ 4,190	62,571	3,236	3,236	65,808

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社トーモク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 寛 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーモクの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーモク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社トーモク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 寛 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーモクの2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計

算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社トーモク 監査役会

常勤監査役 辻 野 夏 樹

社外監査役 八 木 茂 樹

社外監査役 北 出 加代子

社外監査役 篠 木 良 枝

以 上

トーモクネットワーク



<国内>

- 本社(東京)
- ① 札幌工場
- ⑥ 岩根工場・中央研究所
- ⑪ 厚木工場
- ⑫ 神戸工場

- ② 青森工場
- ⑦ 館林工場
- ⑫ 清水工場
- ⑬ 浜松工場
- ③ 山形工場
- ⑧ トモプレスト工場
- ⑮ 九州工場

- ④ 新潟工場
- ⑤ 仙台工場
- ⑩ 千葉紙器工場
- ⑭ 小牧工場
- ⑮ 大阪工場

<海外>

- ⑱ サウスランドボックス社
- ⑲ トーモクヒュースAB
- ⑳ トーモクベトナム社

メ 毛

[illegible]

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日 その他必要ある場合はあらかじめ公告いたします。
配当金支払株主 確定日	期末配当金につきましては3月31日、中間配当金の支払いを行う場合は9月30日といたします。
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1
同連絡先	電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所、札幌証券取引所
公告の方法	当社ホームページに掲載いたします。 https://www.tomoku.co.jp/ 但し事故その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載します。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取扱いいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株式会社 トーモク

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2（丸の内三井ビル）

TEL. (03) 3213-6811 <https://www.tomoku.co.jp/>

